

平成23年度

中山間地域等直接支払交付金の実施状況  
及び交付金交付の評価について

平成24年6月  
北 海 道

## 目 次

I 制度の概要	1
II 実施状況の概要	2
1 実施市町村数	2
2 協定数及び集落協定参加者数	2
(1) 集落協定	2
(2) 個別協定	2
3 交付面積	3
(1) 地目別内訳	3
(2) 交付基準別内訳	3
(3) 増減理由	3
4 交付金額	4
(1) 協定区分別交付金額	4
(2) 地目別交付金額	4
(3) 交付基準別交付金額	4
5 協定活動の動向	5
(1) 集落協定の概要	5
(2) 交付金の配分割合	5
(3) 集落協定の規模	6
(4) 集落協定の活動の実施状況	7
ア 集落マスタープランの取組状況[基礎単価要件]	7
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項[基礎単価要件]	8
(ア) 耕作放棄の防止等の活動	8
(イ) 水路・農道等の管理活動	8
(ウ) 多面的機能を増進する活動	9
ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項[体制整備単価要件]	9
(ア) 農用地等保全マップの作成及び実践	9
(イ) A、B又はC要件の活動	10
(5) 共同取組活動分の使途	11
(6) 市町村による評価結果	12
III 交付金交付の評価	13

## I 制度の概要

耕作放棄地の増加等により水源かん養機能・洪水防止機能等、農業農村の有する多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正する目的で中山間地域等直接支払交付金を交付します。

### ○実施期間

本制度は、平成12年度から第1期対策が実施され、平成17からは第2期対策が実施されており、現在は、平成22年度から第3期対策が取り組まれております。なお、第3期対策から、高齢化に配慮したより取り組みやすい制度へと見直されています。

### ○交付単価（円/10a）

地目	区分	基礎単価	体制整備単価	備考
田	急傾斜	16,800	21,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎単価は体制整備単価の8割</li> <li>取組のレベルにより、いずれかの単価を交付</li> <li>体制整備単価の要件が達成されなかった場合は、基礎単価との差額（2割）は遡及返還となる。</li> </ul>
	緩傾斜	6,400	8,000	
畑	急傾斜	9,200	11,500	
	緩傾斜	2,800	3,500	
草地	急傾斜	8,400	10,500	
	緩傾斜	2,400	3,000	
	草地比率の高い草地	1,200	1,500	
採草放牧地	急傾斜	800	1,000	
	緩傾斜	240	300	

### ○集落協定

基礎単価要件	体制整備単価要件
①集落マスタープランの作成 ・集落が目指すべき将来像と協定期間の活動行程表を明記  ②農業生産活動等（必須事項） ・耕作放棄の防止等の活動 ・水路、農道等の管理活動  ③多面的機能を増進する活動（選択的必須事項） ・国土保全機能を高める取組 ・保健休養機能を高める取組 ・自然生態系の保全に資する取組	基礎単価要件に加えて、次の活動を行う。 ①農用地等保全マップの作成及び実践 ・農地法面、水路、農道等の補修・改良 ・鳥獣害防止対策 ・期耕作放棄地の復旧または林地化  ②A～Cの要件から1つ以上を選択 【A要件】（次のうち2つ以上を選択） ・協定農用地の拡大 ・新規就農者の確保 ・機械・農作業の共同化 ・認定農業者の育成 ・高付加価値型農業の実践 ・多様な担い手の確保 ・地場産農産物等の加工・販売・担い手への農地集積 ・農業生産条件の強化 ・担い手への農作業委託 【B要件】（次のうち1つ以上を選択） ・集落を基礎とした営農組織の育成 ・担い手集積化 【C要件】 ・集団的かつ持続可能な体制整備

### ○個別協定

基礎単価要件	体制整備単価要件
①5年間以上の利用権の設定等 または基幹的農作業の受委託契約  ②農業生産活動等（必須事項） ・耕作放棄の防止等の活動 ・水路、農道等の管理活動  ③多面的機能を増進する活動（選択的必須事項） ・国土保全機能を高める取組 ・保健休養機能を高める取組 ・自然生態系の保全に資する取組	基礎単価要件に加えて、次の要件を満たすこと。 ①の対象面積を協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上増加させる。

## II 実施状況の概要

### 1 実施市町村数

平成23年度に中山間地域等支払市町村基本方針（以下「基本方針」という。）を策定した市町村数は97で、22年度から1市町村増加しました。

対象農用地を有する市町村数は109で、22年度からの増減はなく、対象農用地を有する市町村数に占める実施市町村数の割合は89%です。

表1 市町村基本方針策定数 (単位：市町村)

区 分	平成22年度	平成23年度	増減
道内市町村数	179	179	0
対象農用地を有する市町村数 (A)	109	109	0
基本方針策定市町村数	96	97	1
交付市町村数 (B)	96	97	1
交付市町村率 (B/A) (%)	88.1	89.0	

※ 対象農用地を有する市町村とは、本制度の対象地域である地域振興5法（特定農山村、山村、過疎、半島、離島）の指定を受けている151市町村及び知事特認地域基準に該当する8市町村のうち、交付対象農用地を有する旨報告のあった市町村のこと

※ 対象農用地とは「急傾斜農用地」、「緩傾斜農用地」、「高齢化率・耕作放棄率の高い農地」、「草地比率の高い草地」のこと

### 2 協定数及び集落協定参加者数

#### (1) 集落協定

平成23年度の集落協定数は348協定で、22年度から1協定増加しました。

全集落協定のうち、体制整備単価の協定は297で、全集落協定数の85%を占めています。

集落協定の参加者は、18,341人（組織）で、集落協定の新規追加等により、22年度から282人（組織）増加しています。

集落協定参加者に占める農業者の割合は、22年度と同じ90%です。

#### (2) 個別協定

平成23年度の個別協定数は1協定で、22年度と同数です。

表2 協定数及び集落協定参加者数 (単位：協定、人・組織)

区分	H22			H23			増減	体制整備	基礎
	体制整備	基礎	基礎	体制整備	基礎	基礎			
集落協定	347	296	51	348	297	51	1	1	0
個別協定	1	0	1	1	0	1	0	0	0
合計	348	296	52	349	297	52	1	1	0
単価区分の割合(%)	100.0	85.1	14.9	100.0	85.1	14.9			
集落協定参加者数	18,059	17,199	860	18,341	17,492	849	282	293	-11
農業者	16,309	15,544	765	16,536	15,765	771	227	221	6
交付農用地を持たない農業者	2,275	2,217	58	3,215	3,129	86	940	912	28
農業生産法人	645	608	37	691	654	37	46	46	0
特定農業法人	21	20	1	20	19	1	-1	-1	0
その他法人	3	3	0	5	4	1	2	1	1
機械・施設共同利用組織	111	100	11	120	109	11	9	9	0
農作業受託組織	16	16	0	17	17	0	1	1	0
その他組織	10	10	0	10	10	0	0	0	0
土地改良区	2	2	0	2	2	0	0	0	0
水利組合	150	146	4	150	146	4	0	0	0
非農業者	622	606	16	665	652	13	43	46	-3
その他	170	144	26	125	114	11	-45	-30	-15

※集落協定・・・対象農用地において5年間以上継続して農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

※個別協定・・・認定農業者等が農用地の権原を有する者との間において5年間以上の利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

※体制整備（体制整備単価協定）・・・基礎単価協定が行う農業生産活動等に加え、国の定めた基準に基づく生産性・収益向上等の取組を行い、体制整備単価による交付金を受給する協定

※基礎（基礎単価協定）・・・適正な農地管理及び多面的機能を増進する活動等を行い、体制整備単価の8割相当額の単価による交付金を受給する協定

### 3 交付面積

平成23年度の交付面積は、33万294haとなり、22年度から1,114ha、割合で0.3%増加しました。このうち、体制整備単価協定に係る交付面積は31万2,686haで、全体の94.7%を占めています。

#### (1) 地目別

23年度の地目別の面積の内訳は、田3万6,407ha、畑5,133ha、草地28万8,743ha、採草放牧地11haとなっています。

#### (2) 交付基準別

23年度の交付基準別の面積の内訳は、急傾斜農用地5,800ha、緩傾斜農用地4万5,628ha、高齢化・耕作放棄率の高い農地163ha、草地比率の高い草地27万8,703haとなっています。

#### (3) 増減要因

地目別では田及び畑、対象農用地基準別では急傾斜及び緩傾斜において、交付面積が増加しておりますが、これは23年度に集落協定が1協定、新規に追加したことが主な要因です。

一方、草地比率の高い草地地帯において、草地以外の作物への作付転換が行われたことから、地目別で草地、対象農用地基準別で草地比率の高い草地において、面積が減少しております。

表3 交付金交付面積

(単位：ha)

区 分	H22	H23	体制整備		増減	増減率(%)
			体制整備	基礎		
田	35,802	36,407	35,058	1,349	605	1.7
急傾斜	4,864	4,935	4,649	286	71	1.5
緩傾斜	30,891	31,425	30,362	1,063	534	1.7
高齢化・耕作放棄率	47	47	47	0	0	0.0
畑	4,250	5,133	5,091	42	883	20.8
急傾斜	50	51	51	0	1	2.0
緩傾斜	4,167	5,049	5,007	42	882	21.2
高齢化・耕作放棄率	33	33	33	0	0	0.0
草地	289,117	288,743	272,526	16,217	-374	-0.1
急傾斜	804	814	589	225	10	1.2
緩傾斜	8,920	9,144	8,348	796	224	2.5
高齢化・耕作放棄率	87	82	82	0	-5	-5.7
草地比率の高い草地	279,306	278,703	263,507	15,196	-603	-0.2
採草放牧地	11	11	11	0	0	0.0
急傾斜	0	0	0	0	0	-
緩傾斜	11	11	11	0	0	0.0
合計	329,180	330,294	312,686	17,608	1,114	0.3
急傾斜	5,718	5,800	5,289	511	82	1.4
緩傾斜	43,989	45,628	43,727	1,901	1,639	3.7
高齢化・耕作放棄率	167	163	163	0	-4	-2.4
草地比率の高い草地	279,306	278,703	263,507	15,196	-603	-0.2

注1 「急傾斜」とは、勾配が田で1/20以上、畑・草地及び採草放牧地で15度以上の農用地

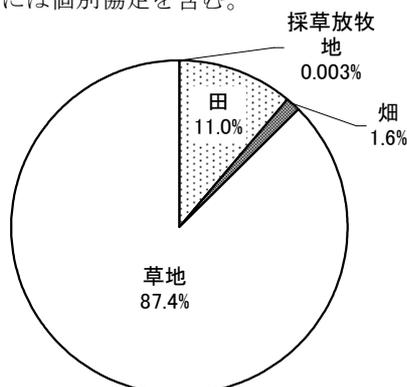
注2 「緩傾斜」とは、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地

注3 「高齢化・耕作放棄率」とは、高齢化率が40%以上で、かつ、耕作放棄率の高い(田8%以上、畑15%以上)農地

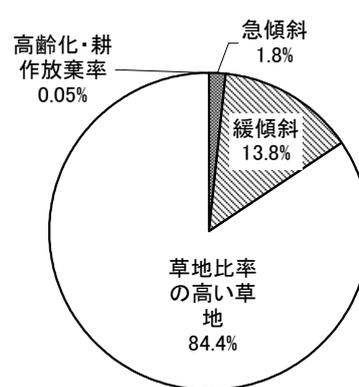
注4 「草地比率の高い草地」とは、積算気温が著しく低く(2,300℃)、かつ、草地比率70%以上の市町村に存する草地

注5 ラウンドの関係で、計が一致しない場合がある。

注6 交付面積には個別協定を含む。



交付面積の地目別割合



交付面積の基準別割合

#### 4 交付金額

##### (1) 協定区分別交付金額

平成23年度の集落協定の交付金額は約81億9,300万円で、22年度から約8,700万円増加しました。これは、新規の協定があったことが主な要因です。

一方、個別協定の交付金額は約360万円で、22年度と同額でした。

表4 協定別交付金額 (単位：千円)

区 分	H22	H23	増減	増減率 (%)
集落協定	8,105,267	8,192,649	87,382	1.1
個別協定	3,616	3,616	0	0.0
合 計	8,108,883	8,196,265	87,382	1.1

注 ラウンドの関係で、計が一致しない場合がある。

##### (2) 地目別

田の平成23年度交付金額は、約35億2,500万円で、22年度から約5,800万円増加し、全体に占める割合は44%でした。

畑の平成23年度交付金額は、約1億8,300万円で、22年度から約3,100万円増加し、全体に占める割合は2%でした。

草地の平成23年度交付金額は、約44億8,800万円で、22年度から約130万円減少し、全体に占める草地の割合は55%でした。

##### (3) 交付基準別

急傾斜農用地の平成23年度交付金額は、約11億1,000万円で、22年度から約1,600万円増加し、全体に占める割合は14%でした。

緩傾斜農用地の平成23年度交付金額は、約29億4,300万円で、22年度から約8,000万円増加し、全体に占める割合は36%でした。

高齢化率・耕作放棄率の高い農地の平成23年度交付金額は、約740万円で、22年度から約12万円増加し、全体に占める割合は0.1%でした。

草地比率の高い草地の平成23年度交付金額は、約41億3,500万円で、22年度から約900万円減少し、全体に占める割合は50%でした。

表5 交付金交付金額 (単位：千円、%)

区 分	H22		H23		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
田	3,467,437	42.8	3,525,082	43.5	57,645	1.7
急傾斜	1,009,407	12.4	1,024,257	12.6	14,850	1.5
緩傾斜	2,454,235	30.3	2,497,030	30.8	42,795	1.7
高齢化率・耕作放棄率	3,795	0.05	3,795	0.05	0	0.0
畑	152,419	1.9	183,456	2.3	31,037	20.4
急傾斜	5,696	0.1	5,885	0.1	189	3.3
緩傾斜	145,557	1.8	176,405	2.2	30,848	21.2
高齢化率・耕作放棄率	1,166	0.01	1,166	0.01	0	0.0
草地	4,488,995	55.4	4,487,695	55.3	-1,300	0.0
急傾斜	79,714	1.0	80,741	1.0	1,027	1.3
緩傾斜	262,840	3.2	269,525	3.3	6,685	2.5
高齢化率・耕作放棄率	2,597	0.03	2,472	0.03	-125	-4.8
草地比率の高い草地	4,143,845	51.1	4,134,957	51.0	-8,888	-0.2
採草放牧地	32	0.0004	32	0.0004	0	0.0
急傾斜	0	0.0	0	0.0	0	-
緩傾斜	32	0.0004	32	0.0004	0	0.0
合計	8,108,884	100.0	8,196,265	100.0	174,763	2.2
急傾斜	1,094,817	13.5	1,110,883	13.6	16,066	1.5
緩傾斜	2,862,664	35.3	2,942,991	35.9	80,327	2.8
高齢化率・耕作放棄率	7,558	0.1	7,434	0.1	-124	-1.6
草地比率の高い草地	4,143,845	51.1	4,134,957	50.4	-8,888	-0.2

注1 「急傾斜」とは、勾配が田で1/20以上、畑・草地及び採草放牧地で15度以上の農用地

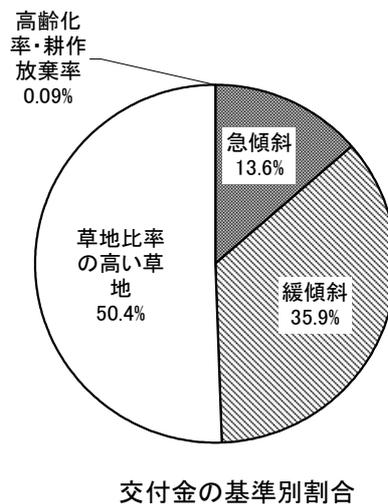
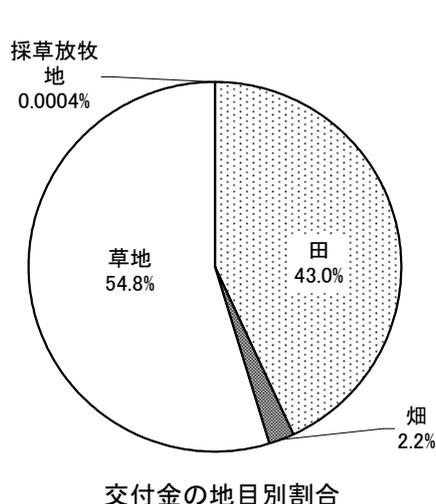
注2 「緩傾斜」とは、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地

注3 「高齢化・耕作放棄率」とは、高齢化率が40%以上で、かつ、耕作放棄率の高い(田8%以上、畑15%以上)農地

注4 「草地比率の高い草地」とは、積算気温が著しく低く(2,300℃)、かつ、草地比率70%以上の市町村に存する草地

注5 ラウンドの関係で、計が一致しない場合がある。

注6 交付面積には個別協定を含む。



## 5 協定活動の動向

### (1) 集落協定の概要

1 市町村当たりの集落協定数は4、交付面積は3,405ha、交付金額は約8,400万円となりました。

1 集落協定当たりの参加者数は53人（組織）、交付面積は949ha、交付金額は約2,400万円となりました。

また、体制整備単価協定は、いずれの項目においても基礎単価協定を上回っています。

表6 1市町村当たり、1協定当たりの交付金額等の概要 (単位：人・組織、ha、千円)

単価区分	市町村数	協定数	1市町村当たり			1協定当たり			一人当たりの交付金額
			協定数	交付面積	交付金額	参加者数	交付面積	交付金額	
体制整備	84	297	4	3,722	93,555	59	1,053	26,460	449
基礎	27	51	2	652	12,371	17	345	6,549	393
道全体	97	348	4	3,405	84,498	53	949	23,552	447

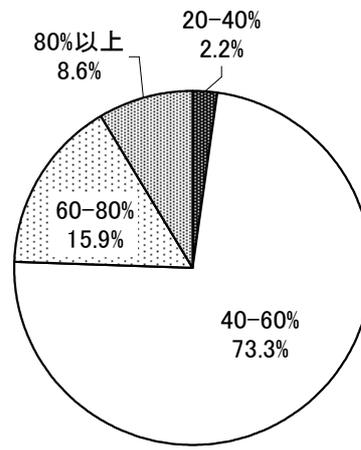
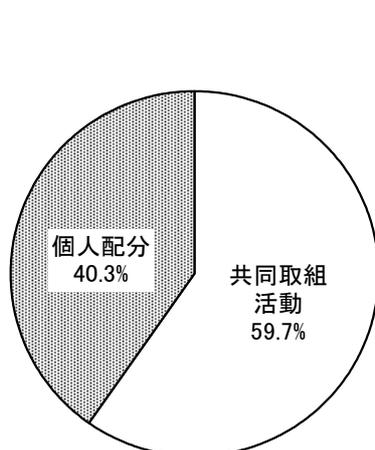
### (2) 交付金の配分割合

市町村から集落協定に交付された交付金の配分割合は、6割が共同取組活動分、残り4割が個人配分となりました。

また、交付金の40%以上を共同取組活動に充当している協定の割合は92%でした。

表7 交付金の配分割合 (単位：千円、%、協定数)

年度	交付金額	共同取組活動充当率別協定数						
		共同取組活動分	充当率	20%未満	20-40%	40-60%	60-80%	80%以上
H22	8,105,267	4,901,456	60.5	0	0	270	58	30
H23	8,192,649	4,889,468	59.7	0	8	263	57	31



交付金の配分割合

共同取組活動充当率別協定割合

### (3) 集落協定の規模

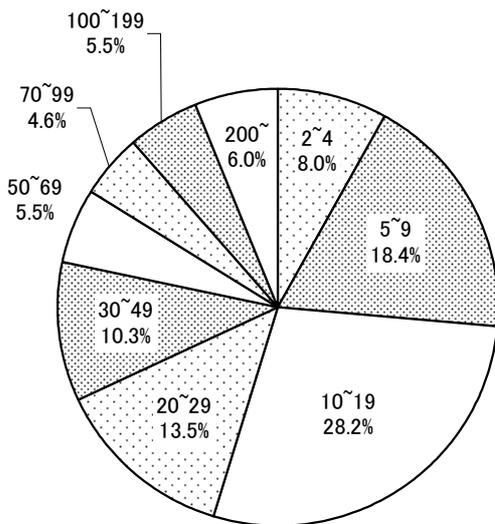
集落協定の参加者数については、19名未満の集落協定が約半数の55%を占めております。  
また、集落協定の面積については、100ha未満の協定で約半数の51%を占める一方で、1,000haを超える協定も14%あります。

表8 参加者（人・組織）数別集落協定数 (単位：協定数)

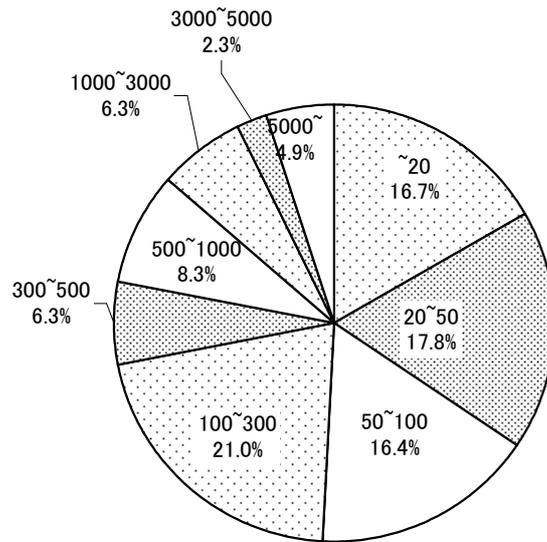
	2 ~ 4	5 ~ 9	10 ~ 19	20 ~ 29	30 ~ 49	50 ~ 69	70 ~ 99	100 ~ 199	200 以上	合計
H22	27	64	99	45	38	18	17	19	20	347
H23	28	64	98	47	36	19	16	19	21	348
増減数	1	0	-1	2	-2	1	-1	0	1	1
構成割合 (H23) (%)	8.0	18.4	28.2	13.5	10.3	5.5	4.6	5.5	6.0	100

表9 農用地面積規模別集落協定数 (単位：協定数)

	20ha 未満	20ha ~ 50ha	50ha ~ 100ha	100ha ~ 300ha	300ha ~ 500ha	500ha ~ 1,000ha	1,000ha ~ 3,000ha	3,000ha ~ 5,000ha	5,000ha 以上	合計
H22	58	62	57	73	22	29	21	8	17	347
H23	58	62	57	73	22	29	22	8	17	348
増減数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
構成割合 (H23) (%)	16.7	17.8	16.4	21.0	6.3	8.3	6.3	2.3	4.9	100



参加者数別の集落協定の割合



交付面積(ha)別の集落協定の割合

(4) 集落協定の活動の実施状況

ア 集落マスタープランの取組状況〔基礎単価要件〕

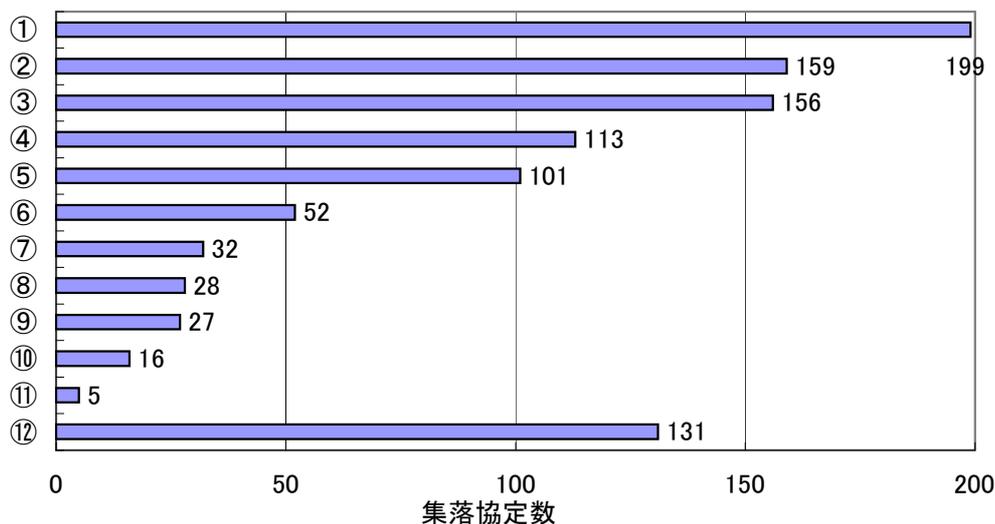
集落が目指すべき将来像として選択した項目は、「地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備」が200協定で最も多く、次いで「集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備」が189協定となっています。

集落の将来像を実現するための活動方策として選択した項目は、「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」が199協定で最も多く、次いで「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が159協定、「認定農業者の育成」が156協定となっています。

表10 集落の目指すべき将来像

項 目	協定数	割合 (%)
集落協定数	348	
目指すべき将来像（複数選択可）		
① 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備	200	57.5
② 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備	189	54.3
③ 集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備	113	32.5
④ その他	54	15.5
将来像を実現するための活動方策（複数選択可）		
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	199	57.2
② 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	159	45.7
③ 認定農業者の育成	156	44.8
④ 新規就農者の確保	113	32.5
⑤ 農業生産条件の強化	101	29.0
⑥ 協定農用地の拡大	52	14.9
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	32	9.2
⑧ 担い手への農地集積	28	8.0
⑨ 担い手への農作業の委託	27	7.8
⑩ 高付加価値型農業	16	4.6
⑪ 多様な担い手の確保	5	1.4
⑫ その他（心土破碎、鳥獣害対策、暗渠排水、廃プラ処理等）	131	37.6

集落マスタープランに位置付けている活動方策



※①～⑫は、上表の項目に対応した番号

イ 農業生産活動等として取り組むべき事項〔基礎単価要件〕

(7) 耕作放棄の防止等の活動

耕作放棄の防止等の活動として、「賃貸借の設定・農作業の委託」に取り組んだのは271協定で最も多く、次いで「農地法面点検」が250協定となりました。

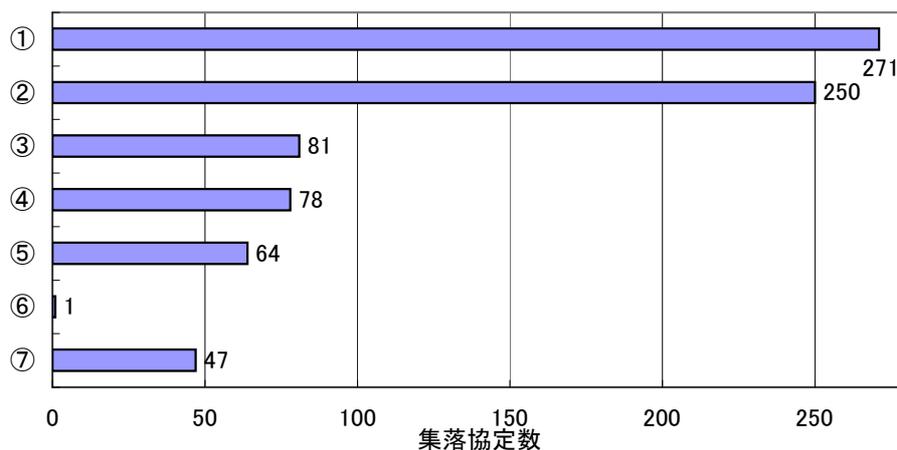
(4) 水路・農道等の管理活動

農道の管理活動に345協定、水路の管理活動に295協定が取り組みました。

表12 耕作放棄の防止等の活動（複数選択可）

項目	協定数	割合(%)
集落協定数	348	
耕作放棄の防止等の活動（複数選択可）		
① 賃貸借設定・農作業の委託	271	77.9
② 農地法面点検	250	71.8
③ 簡易な基盤整備	81	23.3
④ 柵、ネット等の設置	78	22.4
⑤ 土地改良事業	64	18.4
⑥ 地目転換	1	0.3
⑦ その他（農地の点検・見回り等）	47	13.5
水路・農道等の管理活動		
① 農道の管理	345	99.1
② 水路の管理	295	84.8
③ その他	1	0.3

耕作放棄の防止等の活動



※①～⑦は、上表の項目に対応した番号

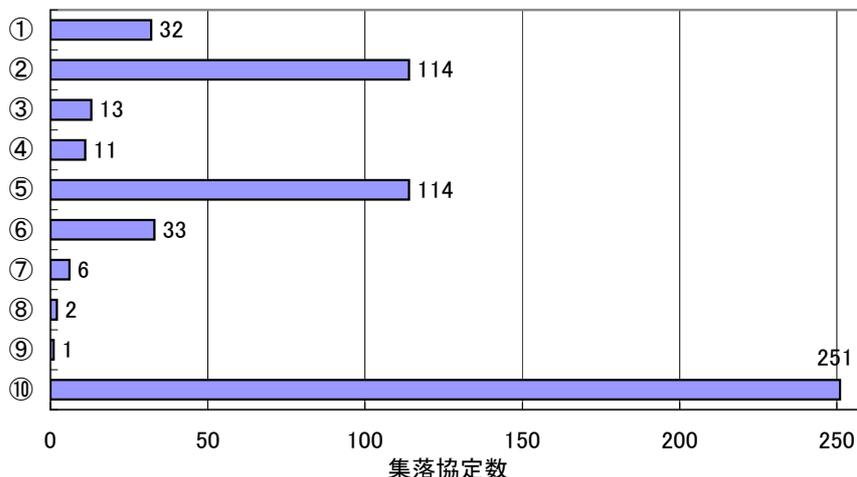
ウ) 多面的機能を増進する活動〔基礎単価要件〕

多面的機能を増進する活動として、「景観作物の作付け」及び「堆きゅう肥の施肥」に取り組んだのは114協定で最も多く、次いで「粗放的畜産」が33協定となりました。

表13 多面的機能を増進する活動（複数選択可）

項 目	協定数	割合 (%)
集落協定数	348	
多面的機能を増進する活動（複数選択可）		
1 国土保全機能を高める取組		
① 周辺林地の下草刈り	32	9.2
2 保健休養機能を高める取組		
② 景観作物の作付	114	32.8
③ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	13	3.7
④ 市民農園等の開設・運営	11	3.2
3 自然生態系の保全に資する取組		
⑤ 堆きゅう肥の施肥	114	32.8
⑥ 粗放的畜産	33	9.5
⑦ 魚類・昆虫類の保護	6	1.7
⑧ 緑肥作物の作付け	2	0.6
⑨ 鳥類の餌場の確保	1	0.3
4 ⑩ その他（廃屋処理、農道の草刈り、 廃プラの回収、集落会館周辺の清掃）	251	72.1

多面的機能を増進する活動



※①～⑩は、上表の項目に対応した番号

ウ) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項〔体制整備単価要件〕

(7) 農用地等保全マップの作成及び実践

体制整備単価受給の297協定は、基礎単価要件の活動に加え、農用地等保全マップを作成し、同マップに位置づけられた活動を実践しています。

マップ活動のうち、「農地法面、水路・農道等の補修・改良」に取り組んだ集落協定が259協定で最も多く、次いで「農作業の共同化又は受委託等」が108協定となっています。

表14 農用地等保全マップの作成及び実践（複数選択可）

項 目	協定数	割合 (%)
体制整備単価集落協定数	297	
農用地等保全マップの作成内容		
農地法面、水路・農道等補修・改良	259	87.2
農作業の共同化又は受委託等	108	36.4
自己施工による農業生産条件の強化	77	25.9
その他将来に向けた適正な農用地保全	22	7.4

(イ) A、BまたはC要件の活動〔体制整備単価要件〕

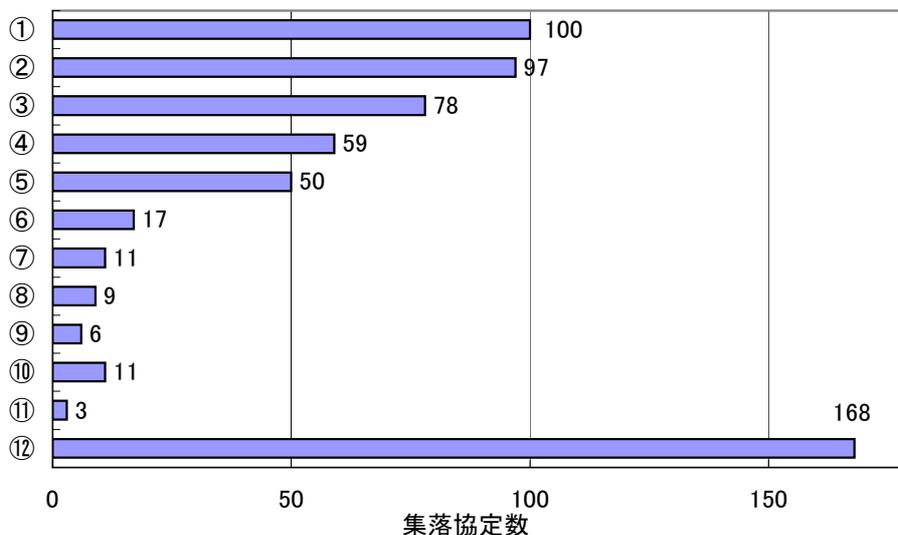
体制整備単価受給の297協定は、農用地等保全マップ活動に加えA、BまたはC要件の活動に取り組んでおり、内訳は、A要件が186協定（63%）、B要件が14協定（5%）、C要件が168協定（57%）となっています。（要件の複数選択可）

A要件を選択した集落では、「認定農業者の育成」を取組活動として選択した協定が100協定と最も多く、次いで「新規就農者の確保」が97協定、B要件を選択した集落では「担い手への集積化」を選択した協定が11協定、次いで「集落を基礎とした営農組織の育成」が3協定となっています。

表15 各要件の活動(A要件は2項目以上を選択)

項 目	協定数	割合(%)
体制整備単価集落協定数	297	
A要件選択協定数	186	62.6
① 認定農業者の育成	100	33.7
② 新規就農者の確保	97	32.7
③ 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	78	26.3
④ 農業生産条件の強化	59	19.9
⑤ 協定農用地の拡大	50	16.8
⑥ 地場産農産物等の加工・販売	17	5.7
⑦ 担い手への農地集積	11	3.7
⑧ 担い手への農作業の委託	9	3.0
⑨ 高付加価値型農業	6	2.0
B要件選択協定数	14	4.7
⑩ 担い手へ集積化	11	3.7
⑪ 集落を基礎とした営農組織の育成	3	1.0
C要件選択協定数	168	56.6
⑫ 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	168	56.6

農業生産活動等の継続に向けた活動の内容



※①～⑫は、上表の項目に対応した番号

(3) 共同取組活動分の使途

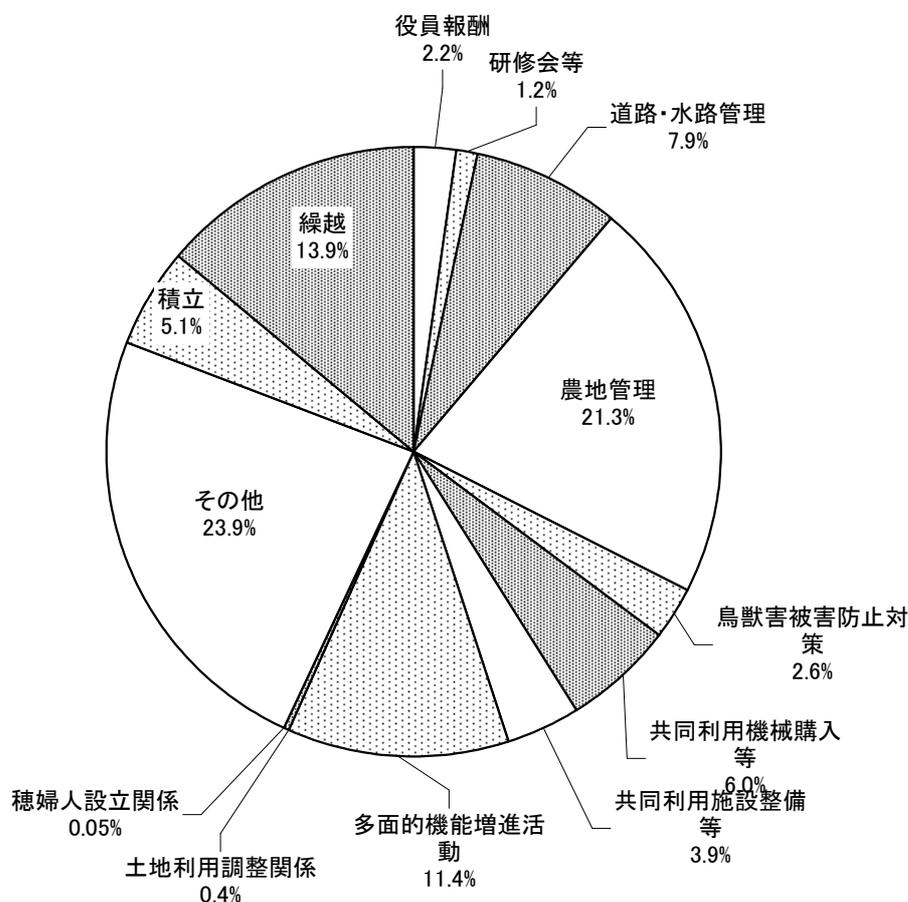
平成23年度において、市町村から協定集落に交付された交付金8,193百万円のうち、4,889百万円が共同取組活動に使用され、前年度からの繰越と併せて総額で6,503百万円が共同取組活動に使用されました。

共同取組活動の使途をみると、「その他」が24%で最も多く、次に、「農地管理費」21%となっています。

表16 共同取組活動に係る交付金の主な使途

(単位：千円)

支出内容	金額	割合 (%)
① 役員報酬 (集落協定に定める役職者への支払)	140,481	2.2
② 研修会等費 (協定参加者が参加する各種研修等に係る経費)	76,503	1.2
③ 道・水路管理費 (草刈・泥上げ等の出役費、補修費、活動に必要な備品費等)	513,117	7.9
④ 農地管理費 (畦畔管理費、法面点検費、簡易基盤整備費等、農作業委託料等)	1,387,661	21.3
⑤ 鳥獣害被害防止対策費 (防止柵等の資材費、設置費、管理費等)	169,506	2.6
⑥ 共同利用機械購入等費 (共同利用機械の購入費、修理費、燃料代等)	391,271	6.0
⑦ 共同利用施設整備等費 (共同利用施設の建設費、補修費、運営費等)	254,433	3.9
⑧ 多面的機能増進活動費 (景観作物の作付、体験民宿、市民農園の実施等)	744,535	11.4
⑨ 土地利用調整関係費 (利用権の設定、農作業の委託費等に係る経費)	29,035	0.4
⑩ 法人設立関係費	3,180	0.05
⑪ その他 (酪農ヘルパー、ワゴン助成、土壌診断等)	1,555,164	23.9
⑫ 積立	332,558	5.1
⑬ 繰越	905,168	13.9



共同取組活動の交付金の使途

(6) 市町村による評価結果

市町村において、集落における取り組むべき事項について評価を行った結果、集落マスタープランでは、全体で54%が達成しており、中でも「協定農用地の拡大」で85%、「多様な担い手の確保」で73%、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」の項目が72%と高い達成率となっています。また、農業生産活動等として取り組むべき事項では、全体で46%の達成で、「担い手への集積化」で100%、「協定農用地の拡大」で82%と高い達成率となっています。

表17 中山間地域等直接支払交付金の活動目標と達成状況

区	分	活動の 目標数	達成し	割合 (%)		
			ている			
1. 集落マスタープラン（将来像を実現するための目標と活動計画）（必須事項）	① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	321	187	58.3		
	② 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	174	126	72.4		
	③ 認定農業者の育成	157	75	47.8		
	④ 新規就農者の確保	117	54	46.2		
	⑤ 農業生産条件の強化	153	44	28.8		
	⑥ 協定農用地の拡大	53	45	84.9		
	⑦ 地場産農産物等の加工・販売	33	11	33.3		
	⑧ 担い手への農地集積	34	14	41.2		
	⑨ 担い手への農作業の委託	31	17	54.8		
	⑩ 高付加価値型農業	24	9	37.5		
	⑪ 多様な担い手の確保	11	8	72.7		
	⑫ その他（心土破碎、鳥獣害対策、暗渠排水、廃プラ処理等）	196	115	58.7		
	計 (a)		1,304	705	54.1	
2. 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）	(1) 農用地等保全体制整備（必須事項）	① 農地法面、水路、農道等の補修・改良	270	99	36.7	
		② 農作業の共同化又は受委託等	110	66	60.0	
		③ その他	128	58	45.3	
	(2) 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動（選択的必須事項）	A要件	① 認定農業者の育成	122	57	46.7
			② 新規就農者の確保	106	51	48.1
			③ 機械・農作業の共同化	140	75	53.6
			④ 農業生産条件の強化	85	15	17.6
			⑤ 協定農用地の拡大	51	42	82.4
			⑥ 地場産農産物等の加工・販売	27	10	37.0
			⑦ 担い手への農地集積	17	8	47.1
			⑧ 担い手への農作業の委託	9	2	22.2
			⑨ 高付加価値農業の実践	15	8	53.3
	B要件	① 集落を基礎とした営農組織の育成	3	2	66.7	
② 担い手への集積化		11	11	100.0		
計 (b)		1,094	504	46.1		
合 計 (c=a+b)		2,398	1,209	50.4		

注) 平成23年度の集落協定（348協定）における活動目標の数とその達成状況

### Ⅲ 交付金交付の評価

平成23年度の北海道の中山間地域等直接支払交付金は、97市町村で348の集落協定と1個別協定において実施されており、協定参加者は、農業者16,536人、法人・組合1,016組織、非農業者等790人（組織）となっています。交付金の交付面積は、33万294ヘクタール、交付金額は、81億9,626万5,000円となっており、そのうち、40.3%が個人に支払われ、59.7%は共同取組活動の経費に充てられています。共同取組活動では、コンバイン等農業用機械の共同利用等による経営支援システムづくり、農地法面の点検や農道補修等による協定農用地の保全、景観作物作付けなどによる保健休養機能の向上等、地域の創意工夫による多様な取組みが積極的に進められており、農業生産が不利な地域における生産の維持や多面的機能の確保に大きな効果を上げています。

